

関与団体现地調査報告書

調査担当者	水産林務部 水産局水産振興課 係長 森 拓通		
調査日時	令和5年11月6日(月)	13:30	～ 15:30
調査団体	名称	公益社団法人 北海道栽培漁業振興公社	法人番号 95
	代表者名	代表理事会長 阿部 国雄	
	所在地	札幌市中央区北3条西7丁目1番地 北海道水産ビル3階	
	対応者	北海道栽培漁業振興公社 副会長理事 三宅 博哉、専務理事 井本 将義、参事 原 秀一	

※ 確認結果の区分については、下記を目安として記載する。

A:改善の必要がないもの

B:団体の運営をより適切なものにしていくためには改善を加えた方がよいもの

C:法令や定款に反するなど早急に改善をすべきもの

※ 「確認事項・項目・細目」欄の□で囲んだ数字の項目について当該項目で求める事項に適合していない場合は「確認結果」欄を「B」とし、「指導事項等」欄に団体の取組状況を記載すること。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	確認した内容(実態などを記載)
I 団体の適正運営			
1 最高決定機関や理事会の運営状況			
(1) 社員総会・評議員会は法令、定款に基づき適正に運営しているか。		A	定款等を確認し適正に運営していることを確認。
(2) 理事会など法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。	規則、定款	A	定款等を確認し適正に運営していることを確認。
(3) 招集手続や決議、議事録作成は適正に行っているか。	定款、議事録	A	招集通知、議決権行使書面、議事録等を確認し適正に運営していることを確認。
(4) 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いを行っているか。		—	該当なし
2 諸規程の整備・執行状況			
(1) 点検で整備済とされた諸規程はすべて確認できるか。	諸規程	A	点検調書でチェックしている規程は、すべて整備済みであることを確認。
(2) 会計に関する規程を整備しているか。	会計規程、規則	A	会計処理規程が整備済みであることを確認。
(3) 会計に関する規程に基づく手続きに従い適正に会計事務が執行しているか。 ※会計に関する規程に基づき現金・預金の取扱いや帳簿・記帳等に関する事務処理が行われているかどうかにより判断すること。	会計規程、規則、現金出納帳、通帳、決裁書、会計帳簿、証拠書類等	A	総勘定元帳、決裁書類を確認し、会計規則に基づき適正に執行されていることを確認。
(4) 役職員の給与等に関する規程を整備しているか。	役員報酬規程、職員給与規程	A	役員報酬規程、給与規程が整備済みであることを確認。
(5) 役職員の給与等に関する規程に基づく手続きに従い適正に執行しているか。 ※給与等の支給方法、額等は役員報酬規程や職員給与規程に基づき行われているかどうかにより判断すること。	役員報酬規程、職員給与規程 振込控等、賞金台帳等	A	役員報酬規程、給与規程に基づき適正に執行されていることを確認。
(6) 国又は道からの補助金等に係る団体の行う契約について、競争性・透明性を確保することを原則として道に準じた規定を整備するなど適正な契約事務を執行しているか。 ※道に準じた規定を整備するほか、競争入札の導入や予定価格の公表など競争性や透明性を確保するための取組を行っていれば可とする。	契約に関する規定、契約書等	A	契約に関する内規により適正に執行されていることを確認。
(7) 入札の監視を行うための外部有識者や監査人等を委員とした入札監視委員会を設置するなど、入札の公正性、透明性、経済性を確保しているか。 ※入札の公正性等を確保するための規程の整備やその規程に基づく入札の実施、入札者や入札事務に関係のない職員の入札への立会等を実施していれば可とする。	入札に関する規程、契約手続書類、 入札監視委員会設置規程等	—	該当なし
(8) 公益法人のうち、道が資本金等の1/2以上を出えんしている法人は、役員の内在年齢に関する規程を整備しているか。 ※役員の内在年齢に関する規程とは、役員の選任年齢や退任年齢等を定めた規程をいう。	役員の内在年齢に関する規程等	—	該当なし
(9) 文書の処理及び保存について、重要または異例な書類は保存期間の延長も検討するなど、文書管理に関する規程を整備し、これに基づき適切に処理しているか。 ※規程を整備しているほか、重要書類等の紛失や誤廃棄の防止策を実施していれば可とする。		A	処務規程に文書の保存期間について定めており、適正に処理されていることを確認。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	確認した内容(実態などを記載)
<p>3 監査体制</p> <p>(1) 公益法人においては、外部監査を導入若しくは公認会計士や税理士あるいは経理事務精通者を監事に選任しているか。</p> <p>(2) 監事は最高決定機関や理事会への出席義務、報告義務を果たしているか。</p> <p>(3) 内部監査や部内検査は定期的実施しているか。</p> <p>(4) 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いを行っているか。</p>	<p>外部監査契約書、監査結果報告書、経歴書、就任手続に関する規程等</p> <p>定款、運営規程、議事録、監査結果報告書</p> <p>実施状況を確認できる書類</p> <p>外部監査契約書、監査結果報告書、経歴書、就任手続に関する規程等</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>	<p>中間決算や決算時点で顧問税理士が関与した資料をもとに、監事監査が行われていることを確認。 監事は役員選任基準により、漁協経営を担う漁協組合長及び地方公共団体の長が選任されていることを確認。</p> <p>監事は総会や理事会に出席し、監査報告などを行っていることを確認。</p> <p>従前は年に1度、本所が事業所に対し現地において事務指導等として行ってきたが、検査態勢を構築し、令和5年11月より内部検査が行われる予定。</p> <p>該当なし</p>
<p>4 出納事務等に係る内部牽制状況</p> <p>(1) 通帳と印鑑を別々に保管するなど担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制にしているか。</p> <p>(2) 日常的な資金管理に当たっては用途や目的が明らかでないものがあるなど必要以上に預金口座を設けていないか。</p> <p>(3) 経理担当者以外の責任者が定期的又は随時に現金・預金の残高などを確認しているか。</p> <p>(4) 交際費については、適切に執行されているか。</p> <p>ア 執行できる場合や限度額等を定めているか。</p> <p>イ 飲食等のあった年月日、場所、相手方、人数を記載した書面により、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築しているか。</p> <p>(5) 道からの補助金等は出納の明確化のため、どのように管理しているか。</p> <p>(具体的な管理方法について記載)</p>	<p>通帳、現金出納帳、小切手帳等</p> <p>現金出納帳、預金通帳等</p> <p>交際費の執行に関する規程</p> <p>証拠書類、決裁書等</p> <p>会計帳簿、収支計算書等</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>通帳と印鑑はそれぞれ別の金庫に保管されている。鍵は出納責任者(参事)が管理しており、担当者単独で預金出入ができない体制となっていることを確認。</p> <p>事業区分毎に預金管理するなど、適切に措置されていることを確認。</p> <p>現金の実査は毎月末に出納責任者が実施していることを確認。 更に、月に1回の頻度で常勤役員が資金日計表と通帳を突合していることを確認。 また、預金は年2回残高証明を取り寄せ出納責任者が確認するとともに、監事監査でも通帳残高との突合を行っていることを確認。</p> <p>「交際費の支出に関する規程」に基づき適切に執行されていることを確認。</p> <p>執行にあたっては事前の起案により確認するとともに、執行後も実績確認を行っていることを確認。</p> <p>会計が区分されており、また、組織をまたいだ管理が行われていることを確認。</p> <p>事業場からの決裁は、担当部で内容を確認するとともに帳簿を付けを行い執行管理を行っている。また、伝票起票は管理部で行うなど適切な管理が行われていることを確認。</p>
<p>5 支部を含めた内部統制の状況</p> <p>(1) 支部までを含めた監事監査を実施しているか。</p>	<p>監事の監査報告</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	確認した内容(実態などを記載)
6 財務の状況(道と連結決算の対象となる団体のみ記載すること)			
(1) 適切な会計基準を採用し、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書をいう。以下同じ。)は正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	総勘定元帳、会計帳簿	A	適正に作成されていることを確認。
(2) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法はみだりに変更していないか。	会計規程、規則、財務諸表(注記)	A	みだりに変更していないことを確認。
(3) 法令や会計基準に則った資産、負債の評価が行われているか。	総勘定元帳、各種資産台帳、時価が確認できる書類等	A	物品台帳により適正に評価が行われていることを確認。
(4) 資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上しているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳等	A	適正な取得価額で計上していることを確認。
(5) 交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳、固定資産税通知書、不動産鑑定評価書等	-	該当なし
(6) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳等	A	総勘定元帳により適正な価額を計上していることを確認(受取手形及び貸付金等の勘定科目がなく、未収入金については貸倒引当金等を計上していない)。
(7) 満期保有目的の債券並びに子会社株式(議決権の過半数を保有している場合の当該企業の株式をいう。以下同じ。)及び関連会社株式(議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該企業の株式をいう。以下同じ。)については、取得価額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、証券等	A	残高証明書及び資産管理システムデータにより償却原価法(定額法)により取得価額に債権金額との差額を加減し適正に計上していることを確認。
(8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、有価証券台帳、証券、有価証券取引書、時価が確認できる書類等	-	該当なし
(9) 棚卸資産(商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など)については、取得価額(時価が取得価額よりも下落した場合は時価)を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、棚卸表、資産台帳、時価が確認できる書類等	A	総勘定元帳及び物件台帳により取得価額を貸借対照表価額としていることを確認。
(10) 有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、固定資産台帳	A	適正な額を貸借対照表価額としていることを確認。
(11) 資産の時価が著しく(帳簿価額から概ね50%を超えて)下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額としているか。(※減損処理→評価差額は正味財産増減計算書に計上されているか。)	総勘定元帳、各種資産台帳、時価が確認できる書類等	-	該当なし
(12) 公益法人以外の法人においては、公益法人に準じた取扱いを行っているか。	上記に準じた書類	-	該当なし

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	確認した内容(実態などを記載)
<p>7 情報公開の状況</p> <p>(1) 公益法人は、認定法に基づき、役員報酬等の支給基準の公開、事務所への据え置きや閲覧への対応をしているか。</p> <p>(2) 公益法人は、認定法に基づき業務及び財務等に関する資料を事務所に備え置き、一般に閲覧に供しているか。</p> <p>(3) 道が資本金等の1/4以上を出資又は出えんしている団体は、その職員数や給与に関する情報を公開しているか。</p> <p>(4) 公益法人は、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより、常に最新の状態で毎事業年度経過後3ヶ月以内に公開しているか。</p> <p>(5) 公益法人以外の法人は、業務及び財務等に関する資料の公開について公益法人に準じた取扱いを行っているか。</p>	<p>閲覧規則、閲覧資料(役員の報酬・退職金の支給基準)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料(職員数や職員の給与に関する情報)</p> <p>インターネット(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料、インターネット(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>	<p>閲覧ファイルを事務所に備え置きしていることを確認。</p> <p>閲覧ファイルを事務所に備え置きしていることを確認。</p> <p>出資比率48.6% 実績報告書に職員数及び給与総額が記載されていることを確認。</p> <p>3ヶ月以内に公開していることを確認。</p> <p>該当なし</p>
<p>8 財産の運用状況(道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。) ※道の出えん等以外の財産についても含めて記載すること。</p> <p>(1) 道の出えん等の運用は、点検調書の「運用方法・金額」欄に記載されているとおりとなっているか。</p> <p>(2) 財産の運用に関し、基本的な考え方や最高決定機関などを明確にした管理運用規程を策定しているか。</p> <p>(3) 既に点検調書の「運用方法・金額」欄に「その他債権」として記載されている場合は、金利や為替、債権等の市場動向、発行体の経営状況などを常に把握し、途中売却の可能性などを検討していることを書面により確認できるか。 ※売却する場合は原則として、元本の毀損は避けること。</p>	<p>財産目録、資産台帳、残高証明書等</p> <p>財産管理運用規程</p> <p>法人内部で検討したことが確認できる書面</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>証券等の残高証明書の原本を確認し、記載のとおりであることを確認。</p> <p>基本財産管理規程及び資金運用規程を策定していることを確認。</p> <p>当該公社におけるその他債券とは公債、社債を示し、これらは満期保有を原則に取得している。新たに満期保有債券を扱う場合は証券会社等からの情報をもとに公社で検討し、起案のうえ購入しているなど、適切に取り扱われている。 なお、元本毀損は生じていない。</p>

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	確認した内容(実態などを記載)
II 団体の健全経営			
1 健全な経営			
(1) 財務状況の現状認識、問題点への対処方法及び今後の見通し (具体的な内容を記載)			本年度の運営は、アワビの魚病発生に伴う生産種苗の全量廃棄により種苗販売金が全く入らなくなってしまうなど、大変厳しい状況。また、来年度もアワビの魚病対策に伴い試験生産期間となることから、本年度と同様、運営状況が厳しくなる見通し。 対策として、収益事業による収益増大のほか、道により整備された省エネ機器等の運用などによる経費削減により赤字圧縮に努める考え。
(2) (1)で問題点への対処方法を記載した場合はその対処方法は適切か。 ※対処方法が課題解決に効果的であるかや実現が可能であるかどうかなどにより判断すること。	貸借対照表、正味財産増減計算書等	A	種苗の安定生産を如何に確立するかが課題。対処方法としては魚病対策の確立を前提として、収益事業による収益増大のほか、種苗生産経費の圧縮に努める考え。魚病対策では水平・垂直感染対策の徹底、経費圧縮では省エネ機器等の運用や閉鎖循環システムの導入等により対策可能との考えであり、対処方法として適切。
(3) 中長期の経営計画や改善計画などを策定しているか。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	策定済み(R5年6月 第2期中期経営計画)。
(経営計画や改善計画などを策定している場合)			
ア 経営計画や改善計画などの内容は適切か。※経営計画や改善計画などの内容が実現可能であるかどうかにより判断すること。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	令和5年に第2期中期経営計画を策定し、現在、実践中。大きな柱として、種苗の安定生産、漁業者ニーズの高い種苗の安定供給、新分野での収益事業推進を掲げ、それらを実践する職員育成に力を注ぐ考えであり、内容として適切。
イ 経営計画や改善計画などは実行されているか。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	令和5年に第2期中期経営計画に基づく取組期間中であり、新たに職員の成長を目的とした人事評価制度の導入や、新たな分野における収益事業の開拓等を進めているところであり、適切に実行中。
(経営計画や改善計画などを策定していない場合はその理由を記載)			該当なし
III 団体の自立化			
1 団体を取り巻く環境			
(1) 団体の目的や実施事業に対する社会的要請の変化への対応は適切か。 ※実施している変化への対応が合理的であるかどうかにより判断すること。	事業計画、収支予算書等	A	社会的要請の変化に伴う団体の目的に大きな変化はないが、漁業者の高齢化や漁船漁業の漁獲量の低迷、気候変動や資源量の変化など、漁業を取り巻く環境の変化により、栽培漁業に対する期待は高まっているところ。R5からは、特に漁業者からのニーズが高かったマナコ大型種苗生産を開始するなど、関係機関と連携しながら対応。
(2) 道の施策推進における役割を十分に果たしているか。 ※道政上の位置づけや施策の方向性と合致しているかどうかにより判断すること。	事業計画、事業報告	A	第5期北海道水産業・漁村振興推進計画では、「漁業生産の早期回復に向けて、海洋環境の変化への対応した栽培漁業の積極的な推進に努める」(第2の3(1))とされており、水産種苗の生産・放流を計画的に推進する公社の取組は道政推進に十分な役割を果たしている。
2 補助金等(補助金、負担金、交付金及び委託料)			
(1) 道からの補助金等の縮減又は廃止に向けてより効率的な執行はできないか。	会計帳簿、証拠書類、補助金等の現地調査等の結果等	A	種苗生産経費へ補助金を導入しているマツカワについては、効率的な基金運用先の確保に努めるほか、種苗放流サイズの小型化による事業費の圧縮に向けた試験事業を実施中。
(2) 道からの補助金等(委託料は除く)に頼らず事業が実施できるように努めているか。 ※受益者負担に基づく利用者からの負担金徴収などによる収入増加の取組などにより判断すること。	中長期計画、事業計画、事業報告、収支予算書等	A	魚価の低迷により受益者負担の更なる増額は難しい情勢であり、大幅な収入の向上は見込めないことから、ヒラメでは生産拠点を2箇所から1箇所集約するなど効率的かつ効果的に事業を展開しているところ。
3 職員派遣			
(1) 派遣職員には派遣目的に沿った業務を適切に行わせているか。	業務日誌、決裁書等	-	該当なし
(2) 派遣職員の引揚げに備えた準備を行っているか。 ※プロパー職員の採用や人材育成などの検討を行っているかどうかにより判断すること。	中長期計画、職員採用計画、人材育成計画、研修記録等	-	該当なし
4 公益法人等に係る出えん金等			
(1) 道からの出えん金等は出えん目的に沿って適切に活用されているか。	事業報告、貸借対照表、財産目録等	A	事業報告や貸借対照表等により、適切に活用されていることを確認。
(2) 道からの出えん金等の財産の管理は適切か。 ※基本財産等として位置づけられ、その使用に当たっては基本財産管理規程等に定められた手続きを経ることになっているかどうかにより判断すること	資金管理規程、規定貸借対照表、財産目録等	A	定款に基づき基金運営委員会を設置し、委員として道も参画した中で、基金の管理や利用について協議・決定している。 令和元年度からは同委員会の開催回数を増やす(年1回→2回)など、基本財産のより適切な管理や利用に向けた取組を強化している。

確認事項・項目・細目	確認した内容(実態などを記載)
<p>5 道の施策推進のための意見交換等</p> <p>(1) 団体の実施事業は道施策の推進にどのような効果があるか。</p> <p>(主な実施事業)</p> <p>(具体的な効果や理由を記載)</p> <p>(2) 道の施策推進に当たった課題</p> <p>(ある場合は具体的な内容を記載)</p> <p>(3) 道関与の縮減等による自立化に当たった課題</p> <p>(ある場合は具体的な内容を記載)</p> <p>(4) 道の施策推進や自立化を行うに当たった道の要望</p> <p>(ある場合は具体的な内容を記載)</p>	<p>マツカワ栽培漁業実証事業、ヒラメ栽培漁業実証事業</p> <p>栽培公社が実施する種苗生産放流事業による資源造成は、本道の水産資源の増大に繋がっており、道が施策として進める「栽培漁業の推進」と整合している。</p> <p>エゾアワビやマナマコでは生産不調が続いており種苗を安定して供給できていない状況であり、各浜における着実な資源造成に向け、種苗の安定生産が課題。 また、養殖向けの種苗生産など各浜からの新たな要望に答えるため、合意形成や、種苗の生産技術の確立や生産基盤の確保も課題。</p> <p>種苗生産事業では基金運用益が前提となっており堅持が必要。</p> <p>道から貸与を受けている施設のうち、施設の設計思想やつくりが古いものがあり、効率的な生産工程への見直しや省力化を行う上で障害となっていることから、施設の建替等も含め検討をお願いしたい。また、紫外線殺菌装置の整備・導入など、種苗の安定供給に向けた機器の導入・更新について検討をお願いしたい。 基金については、基金運用益の使途の見直し等を含め、効果的かつ柔軟な運用について検討をお願いしたい。</p>
<p>IV 点検結果に基づいて行った指導事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし ・ ・ ・ 	
<p><確認結果></p>	
<p>1 前回指導事項等の改善状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし ・ ・ ・ 	
<p>2 今回の調査における指導事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし ・ ・ ・ 	